豊根村
子ども・子育て支援事業計画

（令和７年度～令和 11 年度）

令和７年３月

豊　根　村

・・・・・・目　　次・・・・・

第１章　計画策定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1~2

第１節　計画策定の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
第２節　計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
第３節　計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2

第２章　地域の現状と将来の人口予測・・・・・・・・・・・・・・・・・3~6

第１節　人口等の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4～5
第２節　人口予測・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6

第３章　計画の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7~14

第１節　基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8
第２節　基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8～9
第３節　計画の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　10
第４節　量の見込と確保内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　11~12

第４章　施策の展開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13~25

第１節　地域における子育て支援の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・　14～15
第２節　保護を要する子どもの養育環境の整備・・・・・・・・・・・・・・　16～17
第３節　健康の確保・増進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　17～20
第４節　子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備・・・・・・　20～22
第５節　子育てを支援する生活環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・　22～24
第６節　職業生活と家庭生活との両立の推進・・・・・・・・・・・・・・・　24～25

総　　論

第1章　　計画策定について

第1章　　計画策定について

第1節　計画策定の目的

「日本の将来推計人口(令和 5 年推計)」によると、近年の少子化傾向や寿命の伸びを反映して、より少子化・高齢化が進み、約 50 年後の２０７０年には合計特殊出生率は 1.36、人口は 8,700 万人に減少、その 4 割が 65 歳以上の高齢者、1 年間に生まれる子どもの数は 50 万人を下回るという予測が示されています。

こうした人口構造の変化が、単なる人口減少に留まらず、社会経済の状況や世帯の状況、地域社会の姿などにも大きな影響を与えることが指摘されています。

平成２４年８月に「子ども・子育て関連３法」が成立し、平成２７年度から新たな子育て支援の仕組み「子ども・子育て支援新制度」が施行されました。この「子ども・子育て新制度では①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実　を目指すことになっています。この「子ども・子育て支援法」内では、都道府県や市区町村に、「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付けられています。

子育て支援新制度の開始に伴い、子どもや子育て家庭にとってより一層暮らしやすいまちとなることを目指し、今までの豊根村次世代育成支援施策の進捗状況や新たな課題を踏まえながら、子ども・子育て支援の総合的な施策の展開を図るため本計画を策定しており、今回で第３期目となります。

第2節　計画の位置づけ

「豊根村子ども・子育て支援事業計画」は、子ども・子育て支援法第６１条第１項に基づき、基本指針に即して、５年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関して定めるものです。

第3節　計画の期間

この計画の期間は、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 ヵ年とします。

第２章　地域の現状と将来の人口予測

第２章　地域の現状と将来の人口予測

第1節　人口等の推移

１　総人口

豊根村における総人口は、令和６年 12 月 31 日現在で 929 人となり、令和２年からの推移より、人口流出が続き、少子・高齢化が進んでいます。

～総人口の推移～

（単位：人）

区　　分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
男	508	494	478	469	457
女	549	536	509	494	472
計	1,057	1,030	987	963	929

資料：住民基本台帳年報

～年齢３区分別の人口推移と人口比率～

（単位：人）

年齢区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0～14歳	73	73	67	65	59
（比率）	7%	7%	7%	7%	6%
15～64歳	455	438	423	416	394
（比率）	43%	43%	43%	43%	42%
65歳以上	529	519	497	482	476
（比率）	50%	50%	50%	50%	51%
計	1,057	1,030	987	963	929

資料：住民基本台帳年報

～社会動態の推移～

（単位：人）

区　分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
転入	35	27	29	32	34
転出	41	32	41	19	41
計	▲ 6	▲ 5	▲ 12	13	▲ 7

資料：住民基本台帳年報

2　子どもの数

豊根小学校は平成 17 年に旧豊根村内のそれぞれの 3 校を統合、豊根中学校は昭和 49 年に統合、富山小・中学校は昭和 33 年に小中併設校として設置されましたが、平成 26 年度をもって、閉校となります。また、高等学校は村内にはありません。

出生数については、減少傾向にあります。

～子どもの数の推移～

（単位：人）

区　分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0～5歳	26	27	25	21	12
6～11歳	28	26	24	28	36
12～14歳	25	20	21	18	17
15～17歳	30	27	30	24	17
計	109	100	100	91	82

資料：住民基本台帳　各年 3 月 31 日

～出生数の推移～

（単位：人）

区　　分	令和 2 年	令和 3 年度	令和 4 年	令和 5 年度	令和 6 年
出生数	2	2	1	1	2

資料：住民基本台帳年報

第２節　　人口予測

１　村の将来人口の見通し

豊根村の人口は、今後人口減少傾向が続く一方で老年人口の構成比の増加がますます進むものと見込まれています。今後、積極的な定住促進施策や交流人口の増加施策等により、人口の減少をおしとどめていく必要があります。

～将来人口の見通し～

（単位：人）

年齢区分	令和7年（2025年）	令和12年（2030年）	令和17年（2035年）	令和22年（2040年）	令和27年（2045年）
０～１４歳	**54**	**50**	**40**	**34**	**30**
（比率）	6%	7%	6%	6%	7%
１５～６４歳	**293**	**245**	**209**	**172**	**142**
（比率）	35%	33%	33%	32%	31%
６５歳以上	**488**	**437**	**385**	**339**	**283**
（比率）	58%	60%	61%	62%	62%
計	**835**	**732**	**634**	**545**	**455**

出典：国立社会保障・人口問題研究所　　日本の地域別将来推計人口（令和５年推計）より

～令和７～１１年の推計児童人口～

（単位：人）

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
０歳	2	2	2	2	2
１歳	1	2	2	2	2
２歳	1	1	2	2	2
３歳	2	1	1	2	2
４歳	1	2	1	1	2
５歳	0	1	2	1	1
６歳	6	0	1	2	1
７歳	1	6	0	1	2
８歳	11	1	6	0	1
９歳	5	11	1	6	0
１０歳	7	5	11	1	6
１１歳	3	7	5	11	1
１２歳	5	3	7	5	11
１３歳	4	5	3	7	5
１４歳	4	4	5	3	7

第３章　計画の基本方針

第３章　計画の基本方針

第１節　基本理念

豊根村では、平成 30 年度から「豊根村むらづくりビジョン 2027（第 6 次豊根村総合計画後期基本計画)」に基づき「豊かに根ざす村」をむらづくりビジョンのコンセプトとし、施策を推進しています。

しかし、人口減少や少子高齢化とともに、豊根村の子ども及び子育て家庭で様々な問題が進行しており、豊根村の明日を担う子ども達の成長を支援していくためには、さらに具体性・実効性のある計画が必要となっています。こうした状況を踏まえて、本計画では村全体で子育ての意義について理解を深め、村一体となって地域で支えあう体制づくりを図っていきます。

第２節　基本目標

基本理念等を踏まえて、以下の分野別の基本目標を掲げます。

基本目標１　地域における子育て支援の充実

共働き子育て家庭をはじめ、専業主婦家庭やひとり親家庭等を含めたすべての子育て家庭が子どもを安心して生み育てることができるように、子育て支援サービスや保育サービスの充実等・相談・情報提供体制の整備など子どもの成長と子育てを支援するサービスを他の施設とも連携し充実をめざします。

基本目標２　保護を要する子どもの養育環境の整備

子どもが一人の人間として、尊厳を保持し続けられるように児童虐待防止対策母子家庭の自立支援の充実などに取り組みます。

基本目標３　健康の確保・増進

親子の健康が確保され、子どもが心身ともに健康で、健やかに生まれ育つように、保健・福祉・教育の各分野と連携しながら母子保健事業を展開します。また、乳幼児から思春期の発達段階に応じた望ましい生活習慣が身につけられるように食育や思春期保健対策を推進します。

基本目標４　子どもの心身の健やかな成長を資する教育環境の整備

子どもが夢をもちたくましく育つよう、学校・家庭・地域が連携協力しながら子どもの生きる力の育成をめざして取り組んでいきます。また、男女が協力して家庭を築き子どもを生み育てることの大切さを認識することができるよう地域社会の環境整備を進めます。

基本目標５　子育てを支援する生活環境の整備

子どもや妊産婦・乳幼児連れなどすべての人が安心して暮らすことのできる生活環境を整備し、若い世代の子育てを支援していきます。

基本目標５　職業生活と家庭生活との両立の推進

地域の実情に応じ、地域住民の理解を得て各事業所と行政とが密接に連携・協力しあいながら広域的な観点から保育サービスの充実等多様な働き方に対応した子育て支援の展開をめざします。

第３節　豊根村子ども・子育て支援事業計画の体系図

目　　標	施　策　分　野
★目標１ 地域における子育て支援の充実	①子育てに関する相談・情報提供等のサポート体制の充実 ②子育て支援サービスの充実 ③保育サービスの充実 ④放課後児童健全育成
★目標２ 保護を要する子どもの養育・環境の整備	①児童虐待防止対策の充実 ②障害児施策の充実 ③ひとり親家庭などの自立支援の推進
★目標３ 健康の確保・増進	①親子が健康に過ごすための支援の充実 ②食育への取り組みの推進 ③思春期保健対策の推進
★目標４ 子どもの心身健やかな成長に資する教育環境の整備	①学校の教育環境等の整備 ②家庭や地域の教育力の向上 ③子どもの安全確保の整備
★目標５ 子育てを支援する生活環境の整備	①良好な生活環境の確保 ②交通安全確保のための活動の推進 ③防犯活動の推進
★目標６ 職業生活と家庭生活との両立の推進	①多様な主体の参画・協働 ②地域ぐるみの子育て支援の充実

第４節　量の見込と確保内容

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画において、「教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」を提供する区域を定め、当該区域ごとに「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」を定めることとされています。豊根村では、「教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」を提供する区域を村全体で１区域と定め、「量の見込み」を算出しています。

■認定区分と提供施設

認定区分		利用できる施設	利用できる時間
１号	３－５歳	幼稚園	
２号	３－５歳	保育園	7：30～18：00
３号	０－２歳	保育園	7：30～18：00

「量の見込み」

■教育のみ（３～５歳で、幼稚園を利用する子ども）　単位：実利用人数/年間

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
	１号	１号	１号	１号	１号
①量の見込 （必要利用定員総数）	0	0	0	0	0
②確保の内容 幼稚園	0	0	0	0	0
②－①	0	0	0	0	0

■保育の必要性あり（０～５歳で、保育園を利用する子ども）　単位：実利用人数/年間

		令和７年度				令和８年度			
		２号	３号			２号	３号		
		3-5 歳	０歳	１歳	２歳	3-5 歳	０歳	１歳	２歳
①量の見込 （必要利用定員総数）		7	1	0	2	3	1	1	0
② 確保の内容	保育園	20	1	4	5	20	1	4	5
	地域型保育	0	0	0	0	0	0	0	0
②－①		13	0	4	3	17	0	3	5

		令和９年度				令和 10 年度				令和 11 年度			
		２号	３号			２号	３号			２号	３号		
		3-5 歳	０歳	１歳	２歳	3-5 歳	０歳	１歳	２歳	3-5 歳	０歳	１歳	２歳
①量の見込 （必要利用定員総数）		4	1	1	1	4	1	2	1	4	1	1	2
② 確保の内容	保育園	20	1	4	5	20	1	4	5	20	1	4	5
	地域型保育	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②－①		16	0	3	4	16	0	2	4	16	0	3	3

■延長保育事業：

単位：実利用人数/年間

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込	1	1	1	1	1
②確保の内容	6	6	7	8	8
②-①	5	5	5	5	5

◇実施方針：現状維持　（杉の子保育園にて実施）

■地域子育て支援拠点事業：

単位：延べ利用人数/年間

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込	4	6	5	4	4
②確保の内容	4	6	5	4	4
②-①	0	0	0	0	0

◇実施方針：現状維持（杉の子保育園内にある地域子育て支援センターにて実施）

■放課後児童健全育成事業

単位：実利用人数/年間

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込	小学校低学年	3	3	1	1	1
	小学校高学年	3	3	5	3	3
②確保の内容	小学校低学年	10	10	10	10	10
	小学校高学年	10	10	10	10	10
②-①		7	7	4	6	6

◇実施方針：現状維持（小学校区にて放課後児童クラブを開催）

第４章　施策の展開

第４章　施策の展開

１　地域における子育て支援の充実

(1)　子育てに関する相談・情報提供等サポート体制の充実

○現状と課題

豊根村では、子育てに関する情報については、子育て支援センターが毎月発行している「にこにこだより」を活用しています。また相談体制については、主任児童委員や保健センター・住民課・保育園などで対応しており、気軽に相談できる体制づくりに努めています。

核家族が増え、子育てについて不安や困りごとなどを抱えている家庭は多く、引き続き育児に関する不安や悩みの軽減を図るためにも、身近な場所で気軽に情報の入手や相談が受けられるような体制を充実していく必要があります。

○具体的な取り組み

・利用者支援事業、地域子育て相談機関機能を有している保健センター等で妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々悩み等に円滑に対応するため、保健師が専門的な見地から相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまで、引き続き、切れ目ない支援体制の維持に努めます。また、関係機関との調整機能・情報共有体制の強化を図り、丁寧かつ継続的な相談体制を継続していきます。

・各種検診や育児講座などの情報を毎月発行する「にこにこだより」などを活用して提供していきます。

・地域子育て支援拠点事業として、子育て支援センター（にこにこ広場）の利用により、親子の輪・友達の輪を広げ、子育て中の保護者の方が気軽に情報交換が出来るよう、他の施設と連携体制を図ります。

・年間を通して、離乳食教室・育児講座を引き続き実施していきます。

・気軽に相談窓口の利用ができるよう、相談窓口の周知に努めます。

(2)　子育て支援サービスの充実とネットワークづくり

○現状と課題

豊根村では、子育て世帯を支援していくため、にこにこ広場や育児講座、放課後児童クラブの開設などを引き続き実施していきます。また、村では近隣に居住する親等からの支援を受けながら子育てをする世帯が大半を占める一方で、村の高齢化率は、令和６年 12 月 31 日現在 51.24%と子どもの見守りしてくれる方の高齢化が心配されております。このようなことから、子育て世帯の勤務形態の多様化に対応した子育てサービスの充実を図り、増加が見込まれる共働き家庭への支援も行って行く必要があります。

○具体的な取り組み

地域の実情や子育て家庭のニーズを踏まえながら、サービス内容の充実や効率的なサービ

スを提供していきます。また、子育てサービスの利用が進むように、同報無線や広報誌や通信などを通して周知を図ります。今後も親子が遊びを通して子どもの心身の発達を促すとともに母親・父親同士の交流の機会・場としてにこにこ広場や育児講座を引き続き開催していきます。

(3) 保育サービスの充実

○現状と課題

社会構造の変化に伴う核家族化や共働きの増加、さらには家庭における子育ての力の低下などにより、保育所の果たす役割は重要性を増しています。豊根村には、杉の子保育園があり、共働き世帯が仕事と子育てを両立できるような支援を図っています。

村民のニーズに対応できる効果的かつ効率的な保育サービスの充実、子育て支援センター事業の実施などを図っていく必要があります。

○具体的な取り組み

・地域の実情や子育て家庭のニーズを踏まえながら、サービス内容の充実や効率的なサービスを提供していきます。

・子育てサービスの利用が進むように、同報無線や広報誌や通信などを通して周知を図ります。

・今後も共働き世帯が仕事と子育てを両立できるよう一時預かり事業等を引き続き実施していきますが、現在のところ、教育のみのニーズがある子どもは居ない状況です。今後、そのニーズ状況をみながら認定子ども園化を含め、保育所の体制を検討していきます。

・保育に関する研修だけでなく、幼児教育の内容を含めた研修を実施していきます。

・保育園年長児の小学校での交流授業の開催や小学生と中学生合同発表会などを引き続き開催し、子どもの発達や成長段階に合わせた、保育所、小学校、中学校の連携を図ります。

・子育てのための施設等利用給付の実施については、幼児教育・保育の無償化の実施にあたり、保護者の経済的負担の軽減や利便性を勘案しつつ、適切な給付を行うため、村内の保育所等と連携し適切な方法により給付を実施していきます。

(4) 児童健全育成

○現状と課題

年々、外で遊ぶ子どもを見かける事が少なくなったなど、子どもをとりまく環境の変化が指摘されています。子ども同士の遊びや運動は、社会性や協調性を育み、自立心や仲間意識の形成にもつながり、児童健全育成を図る上で最も重要です。子ども達が地域で遊びながら、人と人との絆の大切さを感じ取れるように、遊び場や活動の場・機会の充実に向けて取り組んでいく必要があります。

また、非行防止や問題行動への対応、不登校・引きこもりなどの各種問題に適切に対応できるよう学校や家庭、地域住民、福祉相談センター等連携を深めて参ります。

○具体的な取り組み

・児童健全育成を推進していくため、子ども達がいつでも楽しく、そして安全に遊び・活動できる場の充実を図ります。
・子どもが安全に遊びや各種活動を行えるように、地域住民の協力要請に努めます。
・引き続き、保育園の園庭の開放・学校の校庭の開放に努めます。

2　保護を要する子どもの養育・環境の整備

(1)　児童虐待防止対策の充実

○現状と課題

近年の児童虐待の増加は、ストレスにあふれた社会における核家族化、地域社会の連携の希薄化などによる家族機能の低下が要因と考えられます。

児童虐待は、児童の心身の成長や人格の形成に大きな影響を与えるとともに、次の世代にも引き継がれるおそれもあるため、保育所や学校をはじめとする関係機関との連携体制の強化や地域住民の意識の高揚を図り、児童虐待防止対策に取り組んでいく必要があります。

○具体的な取り組み

・引き続き、要保護児童対策地域協議会豊根村実務者会議を年 2 回開催し、早期発見・早期対応のため、保健・医療・福祉・教育・警察など関係機関との連携を図ります。
・人権意識の高揚のため、人権擁護員との連携により、啓発活動に努めます。
・保健センターが、児童虐待の相談窓口となり育児不安の高い母親の状況等を把握できるように乳幼児健診時等、相談に応じるよう努めます。

(2)　障害児施策の充実

○現状と課題

豊根村では、乳幼児健診等で発達の遅れが見られる児童については保健師が相談にあたり、継続して支援が必要な乳幼児等については、家庭訪問や専門機関を紹介するなど、障害の早期発見・治療に努めています。

豊根村には、軽度から重度まで障害のある子どもがおり、医療機関や療育機関を利用しながら村の保育園や小中学校に通っていますが、遠方のため通院するのに時間がかかることや、将来の不安も感じているようです。

○具体的な取り組み

・障害のある子どもが地域で安心して生活ができるように、保育・教育・経済的支援・相談体制など障害児施策の充実に取り組みます。
・豊根村障害自立支援協議会を定期的に開催し、早期発見・早期対応のため保健・医療・福祉・教育などの関係機関との連携を図ります。

(3) ひとり親家庭等の自立支援の推進

○現状と課題

ひとり親家庭では、保護者はひとりで 2 人分の役割を担っており、保育サービスをはじめとする子育て支援は不可欠であり、豊根村でも経済的な支援などの支援策を実施しています。

今後も就労支援や保育サービス、経済的支援など、ひとり親家庭の自立促進に向けたサポート体制について検討していく必要があります。

○具体的な取り組み

・豊根村単独事業として、引き続き豊根村遺児手当の支給、愛知県遺児手当・児童扶養手当制度に基づき適切な利用促進を図ります。

・新城設楽福祉相談センターとの連携により、就学に関する相談や必要な技能や知識を身につけるための相談、雇用情報の提供に努めます。

3 健康の確保・増進

(1) 親子が健康に過ごすための支援の充実

○現状と課題

豊根村では、健康診査・訪問指導・予防接種・相談事業などを通して、子どもと母親の健康の確保・増進、また、育児の孤立化や不安等の軽減を図っています。

子どもと母親が心身ともに健やかに過ごせるように、近隣の医療機関との連携を図りながら、村全体の母子保健医療の充実に努めていく必要があります。同時に、学校保健事業の連携を深め、子どもの成長段階に合わせた一貫した指導及び対応を行っていくことも必要です。

○具体的な取り組み

◆妊産婦の保健・医療体制

・母子手帳の交付・妊婦訪問

保健事業などの紹介、妊婦をとりまく環境や健康状態の確認のため実施していきます。

・妊婦健康診査

母子手帳の交付時に説明及び妊婦健診 14 回分及び多胎妊婦健診 5 回分の助成を実施していきます。

・妊婦歯科健康診査

妊娠中の歯科健診の無料を継続して実施していきます。

指定医療機関として、北設楽郡内 5 歯科医院の他、新城市内 21 歯科医院などを指定しています。

・産婦健康診査

産後の健康状態、授乳状況、褥婦のメンタルケアのため、出産後 8 週目まで 2 回分の助成を実施していきます。

・産婦歯科健康診査

妊婦の歯科検診の無料を継続して実施していきます。

・不妊治療の助成(県特定不妊治療費助成事業)

保健所への専門窓口の紹介を含め、不妊治療に係る費用の一部助成を継続して実施していきます。

・産後ケア事業

出産直後の母子及び家庭の心身の安定と育児不安の軽減を図り、妊娠・出産・育児における切れ目ない支援の一環として、相談、支援及び指導を通して児童虐待の未然防止を目指して継続実施していきます。

・母乳育児相談

子育て中の母親から母乳育児相談の申し出があった場合、助産師と相談する支援を継続して実施していきます。また、助産師が自宅へ訪問して実施する場合は、助産師に対し交通費を助成していきます。

・子育て家事育児支援事業

産婦の育児不安や育児疲れがあり家事・育児の支援を必要とする方へ継続して実施していきます。

・母子健康手帳アプリ（母子モ）「ぴよとよねっと」

スマートフォン・タブレット等に対応したサービスで、妊産婦と子どもの健康データの記録・管理や予防接種スケジュール管理、出産・育児に関するアドバイスの提供、離れた地域に住む祖父母など家族との共有機能や村が配信する地域の情報周知など、育児や仕事に忙しい父母を支援する機能を備えたアプリ運用を引き続き実施します。

◆医療の体制

・小児救急医療の充実

近隣市町と連携を図りながら、休日や夜間における小児救急医療体制の充実に向けて体制の整備に努めます。

◆乳幼児の保健・医療体制

・新生児聴覚検査

新生児の聴覚検査費用を助成します。

・新生児訪問

退院後、保健師による新生児の家庭への訪問を継続して実施していきます。

・乳幼児健診

乳児健診（4 ケ月児、7 ケ月児、10 ケ月児)、1 歳 6 ケ月、2 歳及び 3 歳児健診を実施していきます。

・予防接種

集団接種と個別接種により、望ましい接種の促進を図り、引き続き感染症の予防と知識の普及に努めていきます。また、1 歳から就学前の幼児を対象にした、おたふくかぜ

予防接種2回分の費用と、0歳から15歳までのインフルエンザ予防接種費用を全額無料とする支援を引き続き実施していきます。

・保護者の育児不安の軽減

保護者の育児不安の軽減を図るため、子育て支援に関する交流会の開催や情報提供を、また、この交流会に参加できない方のために、家庭訪問を行うなどコミュニケーションの確保を図り育児の孤立化防止に努めていきます。

・学校保健体制の充実

児童生徒の成長と健康状態を把握するため、定期健診、就学前健康診断を継続して実施していきます。また、校内での、衛生管理を適正に行い、保健便り等で健康増進に努めると共に健康マイレージを活用し、自動生徒の生活習慣の確立、体力づくりを支援します。

(2) 食育への取り組みの推進

○現状と課題

子どもの食生活については保護者の関心は高いものの、最近はライフスタイルや食生活の変化に伴い、食の安全や食生活の乱れなどの問題が指摘されています。

食生活の乱れや孤食は、子どもの成長・健康への影響はもちろん、心にも大きな影響を及ぼし、問題行動との関連性も指摘されており、食の指導への取り組みは重要な問題となっています。

○具体的な取り組み

第３次健康日本２１とよね計画「食育推進計画」（令和６年３月策定）に基づき、生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進をします。

◆食育の推進

・離乳食教室の実施

子どもの状態にあった栄養補給について理解を深め、スムーズに離乳が進むように離乳食教室を継続して実施していきます。

・学校給食等での地元地消の実施

学校給食法が改正され、地元地消の実施がもとめられています。栄養教諭等と連携を図り、地域産物を学校給食に活用することを推進していきます。また、総合学習の時間に地域の食材文化や地域農業への理解を深める活動に努めます。

(3) 思春期保健対策の推進

○現状と課題

思春期は、成人期への移行期にあり、心身ともに変化が多く、人格形成にとって重要な時期です。また、社会環境の変化も重なり、思春期の子どもを取り巻く環境は大きく変化し、

たばこやお酒、薬物の問題、性の問題なども身近になってきます。思春期における成長の特徴を踏まえながら、正しい生活習慣が確立するように、子どもだけでなく大人も含めた思春期保健に関する知識の普及・啓発に努める必要があります。

○具体的な取り組み

性教育の推進や未成年の喫煙・飲酒・薬物乱用の防止、また心身の悩みへの対応を図っていきます。

◆思春期保健対策の推進

・思春期保健活動の充実

思春期の心と身体の変化、思春期の子どもへの接し方などの知識の普及を図るため、思春期にある子どもとその保護者を対象とした教室の開催等を検討していきます。

・喫煙・飲酒、薬物や性に関する正しい知識の普及

喫煙・飲酒・薬物等の身体への影響等の身体への悪影響について、子ども達の理解が深まるように、知識の普及を図ります。また、性や性感染症予防等に関する正しい知識の普及を図ります。

・思春期の子どもに対する相談・指導の充実

思春期の子どもが抱える様々な不安や悩みを受け止められるように、相談・指導体制の充実を図ります。

・思春期保健の体制の充実

教育委員会・学校関係者・保護者等との連絡体制の強化を図ります。

4　子どもの心身健やかな成長に資する教育環境の整備

(1)　学校の教育環境等の整備

○現状と課題

現在、村立小学校 1 校、村立中学校 1 校となっています。各学校とも、国及び県の文教施策に基づきながら、児童生徒の学力の向上や豊かな心づくりなど、地域の特性を踏まえた教育環境の充実に取り組んでいきます。今後も、子ども達が学校生活を楽しみ、勉強に対する関心を高めていけるように、そして、子どもが個性と可能性を充分に発揮しながら成長していけるように、学校の教育環境等の充実を努めるとともに、地域に開かれた、信頼される学校づくりに取り組んでいく必要があります。

◆ＡＬＴの招致

生きた英語を学習するとともに、国際理解教育に取り組んでいる。ＡＬＴを小中学校へ派遣し、授業の一環として、簡単な英会話の学習を行うなど、直接のふれあいを通して英語に慣れ親しんでいく取り組みを続けていきます。

◆スクールカウンセラー

不登校問題や子どもたちの悩み、また家庭での悩み等に対し専門的な視野から相談に応じ適切な指導を行っています。

○具体的な取り組み

児童生徒の心身の健やかな成長を図るとともに、基礎学力の向上や、自ら考える力・学ぶ意欲など「生きる力」を育むことができるように、きめ細やか指導体制・方法の充実に努めていきます。また、家庭や地域との連携・協力を図りながら、身近で信頼できる地域に根ざした学校となるように取り組んでいきます。

◆学校運営

・信頼される学校づくりの推進

学校教育目標の公表や学校評価の実施により、信頼される学校づくりに取り組みます。また、地域に溶け込んだ、開かれた学校運営をめざします。

・地域とともにある学校づくりの推進

地域住民に授業を参観してもらうなどの公開授業を引き続き実施するだけではなく、地域について学び、ふるさとの良さを感じさせる郷土愛を育むふるさと学習を推進します。また、ＰＴＡ活動・学校通信等を通じて、保護者との連携強化を図ります。

・学力向上をめざした取り組みの推進

児童生徒の学力向上を図るため、引き続き学校研究や授業研究を実施していきます。

・ＡＬＴの招致

国際化への対応としての英語学習という視点にとどまらず、交流により文化を知る機会ともなるため、継続して実施していきます。

◆心の教育及び相談体制の充実

・心の教育の推進

思いやりの心と豊かな人間性が育まれるように、道徳教育の充実や、社会参加や自然活動などの体験的な学習、地域の様々な人々との交流の機会の拡充を図ります。

・相談体制の充実

スクールカウンセラーを継続して配置し、一人ひとりに適切に対応できるように努めます。

・健全な身体づくり

学校計画に基づき、体育授業や体育行事等の充実や小中学校合同授業を引き続き実施していきます。また、集団遊びはルールを守る意識や思いやりの心が育まれるため、発達段階に応じて内容等を工夫しながら取り入れていきます。

・学校給食

児童・生徒に加え、保育園児の状況等を把握し、共同調理場を活用し引き続き実施します。

・国際理解教育の推進

中学生の海外研修派遣事業として海外へのホームステイを引き続き実施していきます。

(2) 家庭や地域の教育力の向上

○現状と課題

子どもの健やかな成長を図っていく上で、家庭や地域の教育力の向上は欠くことのできない重要な取り組みです。

豊根村では、家庭や地域の教育力の向上を図るため、家庭教育に関する情報の提供・地域活動の支援に努めています。

今後も、児童生徒の様々な体験や学習の場・機会が拡充するように、家庭教育力の向上に向けた支援に努めるとともに、地域に住むすべての人が子ども達に関心を持ち、教育力のあふれる地域コミュニティとなるようにめざしていくことが大切です。

○具体的な取り組み

日常生活における様々な体験を通じて、自ら主体的に判断して行動する問題解決能力や思いやりの心など豊かな人間性が育まれるよう、家庭や地域の教育力の向上を図ります。

◆家庭教育力の向上

・家庭教育の啓発

家庭教育に関する様々な学習・情報提供の機会を拡充・強化するとともに、家庭教育の重要性についての啓発を推進します。

・保育所、小学校、中学校との連携体制の強化

保育所、小中学校が連携しながら家庭教育力の向上に努めます。

◆地域の教育力の向上

・地域教育力の向上

村民の子育て意識を高めるために、講演会等の開催を検討していきます。また、三世代ふれあい交流を通してコミュニケーションを図ります。

5 子育て支援する生活環境の整備

(1) 良好な生活環境の確保

○現状と課題

豊根村むらづくりビジョン 2027（第 6 次豊根村総合計画）を基本に、豊根村の特性や可能性を生かし、適切で計画的な土地利用を図っています。住まいは日常生活の基盤となる場所であり、若い世代の定住を図るためには良質な住宅の確保は重要な施策です。子どもや子育て家庭に安全で、住みやすい良質な住宅空間が提供できる魅力的な住宅を計画的に供給します。

○具体的な取り組み

住居、商工業、道路などの適切な土地利用を推進するとともに、子どもや妊産婦・乳幼児連れ等すべての人が安心して外出できるような生活環境の創出を図ります。また、児童生徒数は減少していますが、小中学校児童生徒は安全対策上、全員無料で村営バスにて通学をしており、自宅から通学している高校生には交通費の助成事業を引き続き実施していきます。

◆良好な生活環境の整備

・住環境の充実

村営住宅の建て替えなど、ゆとりある住居に入所できるように検討します。

次代を担う子どもを生み育てる環境に配慮した住宅・居住環境の整備が進むように、関係機関等への普及啓発を図ります。

(2) 交通安全確保のための活動の推進

○現状と課題

車社会の進行により、全国的に交通事故が多発しており、豊根村では警察署や豊根村交通安全協会等の協力を得ながら交通安全指導や教室等を実施しています。

今後も、交通事故の防止に向けて、交通安全対策の強化を図っていく必要があります。

◆交通安全教室

・小学校・保育園、高齢者ドライバーなど警察署等の協力を得て交通安全の指導を引き続き実施しています。

◆交通安全対策

・交通事故のない安全で安心して暮らせるむらづくりを実現するため、民間で構成する防犯パトロール隊が、村内パトロールを実施しています。

○具体的な取り組み

子どもや犯罪の被害などに遭わないように、引き続き警察や住民団体などと連携した対策を図ります。

◆交通安全確保のための活動の推進

・交通安全教室

保育園での交通安全指導を警察署等の協力を得て、引き続き実施していきます。

小学校では、乗る機会の少ない自転車を利用した交通安全指導や老人クラブでの交通安全教室を警察署等の協力を得て引き続き実施していきます。

関係機関と豊根村交通安全協会の協力の下、交通安全活動と啓発活動を継続して支援していきます。

(3) 防犯活動の推進

○現状と課題

全国的に子どもが被害に遭う犯罪が多発しており、防犯対策の強化を多くの保護者が求め

ています。村の「安全なまちづくり条例」では、犯罪等の防止について、安全に安心して暮らせる地域社会の実現を図るため、村の責務や村民等の責務を掲げています。また、民間で構成する防犯パトロール隊による不審者の通報、危険箇所の点検など、地域全体で子どもたちを見守る体制を強化しています。

交通安全については、豊根村交通安全協会と連携し、カーブミラー等の交通安全施設の調査と整備を行う対策に努めているほか、各季の交通安全週間での街頭啓発など住民の交通安全意識高揚に努めています。

◆「子ども 110 番」の家の指定及び協力依頼活動(警察署と学校)

・児童・生徒が、登下校時に犯罪の犠牲を受けないために、自営業・個人宅を中心に村内の協力世帯を緊急避難場所として「子ども 110 番」の家に指定し、ステッカーや看板等を掲示しています。

○具体的な取り組み

子どもや犯罪の被害に遭わないように、警察や団体などと連携した対策を図ります。

◆犯罪からの安全確保

・子どもを守る体制の整備

「子ども 110 番の家」の協力世帯の見直しと、子どもや村民への啓発活動などの情報提供等に取り組みます。

警察や消防などの関係機関との連携強化を図ります。

学校や保育所などにおける安全対策の徹底を図ります。

安心して子どもを育てられる環境となるように、地域の見守り体制の構築を図ります。

◆防犯灯の設置

住民の意見等を踏まえながら、防犯灯の管理に努めます。

6　職業生活と家庭生活との両立の推進

(1)　多様な主体の参画・協働

○現状と課題

近年、仕事と家庭両立への支援から、子育て世帯全体への支援へ広がってきました。保育サービスや子ども手当などの直接的支援に加え、子育てしやすい社会づくりを目指す傾向にあり、地域により異なる実情、ニーズに即した支援が重要視されるようになってきました。今後は、他の支援グループ・ネットワークの構築との協働の必要性・重要性に着目し、どのように連携すればいいのか、どのような協働の形態が地域において効果的なのかを検討していく必要がありまのす。

○具体的な取り組み

男性を含めたすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるように事業所へ働きかけるとともに、「働き方改革」を進めます。また、職場優先の意

識や固定的な性別役割分担意識などの働きやすい環境を阻害する職場における慣行やその他の諸要因を解消するように働きかけます。このため、労働者・事業主・地域住民等の意識改革を推進するための広報・啓発・情報提供等について関係団体等と連携を図りながら積極的に推進を図ります。

◆仕事と子育ての両立の推進

・村及び関係団体と連携を図りながら、労働者・事業主・地域住民等を対象としたセミナーや会議の開催などの検討し、また、仕事と子育ての両立支援のための体制の整備・関連法制度等の広報・啓発などを積極的に推進していくよう努めます。

(2) 地域ぐるみの子育て支援の充実

○現状と課題

愛知県では、愛知県少子化対策推進条例(平成 19 年 4 月 1 日施行)に基づき、「県民が安心して子どもを生み育てることができる社会の実現」を目指しています。この施策の一つとして、子育て家庭を地域社会全体で支える機運の醸成を図ることを目的とする子育て家庭優待事業を実施しており、豊根村も賛同しています。この事業の趣旨を啓発等で情報提供を行い、協賛店舗増加に努めます。

○具体的な取り組み

子育て家庭に、はぐみんカードを配布し地域ぐるみで、子育て家庭を応援します。

◆協賛店舗の募集

・引き続き、広報活動等で協賛店舗の募集に努めます。

(現在・坂口屋商店の 1 店舗のみ)